

■議案第32号 四万十町介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成25年6月14日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次一括法）において介護保険法の一部が改正され、指定介護予防支援事業者の有する従業者の員数に関する基準（介護保険法第115条の24第1項）並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準（同条第2項）は、現在、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」で定められていますが、市町村の定める条例に委任されることとなりました。（施行日から1年以内（平成27年3月31日まで）の経過措置があります。）

既存の例規において、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」を引用しているため、基準となる条例の制定とともに引用先を改正する必要があります。

【主な改正内容】

- ① 第67条第2号中「規則で定める」を「四万十町介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成〇年四万十町条例第〇号）第31条各号に掲げる」に改め、「具体的取扱方針及び」の次に「同条例第32条各号に掲げる」を加えます。
- ② その他引用条項において訂正が必要な以下の箇所を改正します。
 - ・ 第5条第3項中「同項」⇒「同号」
 - ・ 第27条第4号中「第5条第2項」⇒「第5条第4項」
 - ・ 第45条第1項中「第5条第1項」⇒「第7条第1項」、「第60条第1項」⇒「第67条第1項」
 - ・ 第71条第10項中「第110条」⇒「第110条第1項から第9項まで」

【施行期日】

平成27年3月31日